

資料整理部

一復第一二八二號

復員官署一級、都道府縣民生部（局）部長

原子爆弾關係に因る死歿者及狀況不明者の處理要領に就て

昭和二十二年七月二十四日 復員總裁官房長

廣島での原子爆弾に依る狀況不明者の整理要領に就て左記の様に定められたから通知する。尚關係都道府縣では特に協力願ひ度い

左記

一、廣島での原子爆弾に依る狀況不明者の處理は復員留守業務規定及び未歸還者等の調査整理に關する規定に據るの外中部復員連絡局廣島支部は現地關係の調査業務を主宰擔任する

0454

0454

支那の軍用物資の調査報告書

二 廣島支部は判明した調査成果を留守業務局及び關係都道府縣に通牒し留守業務局及び關係都道府縣は集め得た資料を其の都度中部復員連絡局廣島支部に送付する

三 調査報告書の提出は前記の通り

四 死亡した者の認定は復員留守業務規定第十五條及び第十七條の通り
五 外地部隊所屬者は留守業務局内地部隊所屬者は本籍都道府縣で実施する。

六 交付先不明遺骨遺留品の交付先の調査は先づ其の本籍都道府縣別の手配を先づし速に關係都道府縣に引継ぐ様にする

七 調査報告書の提出は前記の通り

一 調査一 二八二號

調査報告書一 調査一 調査一

0424

0455